

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：スリランカ民主社会主義共和国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：スリランカ民主社会主義共和国の若手行政官等を対象とする留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を通じて同国の経済成長促進に貢献できることを目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカ民主社会主義共和国においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本事業が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

- (2) 当該国の各開発課題における中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別援助方針（2012年6月）」においては、「経済成長の促進」「後発開発地域の開発支援」「脆弱性の軽減」を重点分野と設定し、これらの分野において人材育成を含む基盤整備等を促進することを定めている。本事業で設定する援助重点分野（サブプログラム）「経済成長基盤整備のための人材育成」は国別援助方針の各重点分野に沿って設定されており、同国の一層の発展を促すためには、人材育成を含む基盤整備等を促進することが重要であることから、本事業は我が国の援助方針と整合している。

- (3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施するドナーとしては、主に豪州、韓国、インド、中国、チェコ、ニュージーランド、オランダが挙げられ、主に修士課程・博士課程における留学生に対して奨学金事業を実施している。

- (4) 本事業を実施する意義

同国の各省行政官の能力向上は、同国における重要な課題であり、2015年10月の「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」においてウィクラマシンハ首相は行政能力強化のための日本の支援を評価し、両国首脳は「人材育成奨学計画（JDS）」の継続的な実施の重要性を確認している。

なお、同国の所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否

について精査が必要である。

2015年10月に日・スリランカ首脳間で策定された「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」においては、「安倍総理は、良い統治及び法の支配の分野での能力向上及び行政組織の強化の重要性を確認し、日本はそのために必要な協力を継続的に実施していく旨表明した。」とされており、本事業による首脳間合意をフォローアップを通じ、二国間関係寄与に貢献する（「外交的観点」）ことが必要である。また、「国家安全保障戦略」において、「開発途上国から将来指導者となることが期待される優秀な学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、その経験や知見を学ぶとともに、我が国との相互理解を促進し、出身国の持続的な経済・社会発展に役立てるための人材育成を一層促進する。」とされており、本事業は「国家安全保障戦略」という政府の重要政策に沿った施策である（「重要政策との関係」）。

本事業は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、スリランカ民主社会主義共和国の指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院において学位取得（修士・博士）を支援することを支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決を通じて経済成長の促進に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 実施内容：本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大17名（修士課程15名、博士課程2名）の留学生が、本邦大学院において同国の優先開発課題の分野での知識の習得のために留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生への奨学金支給、大学への授業料等支払を行う。

③ 他のJICA事業との関係：特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関：国家政策・経済省 対外援助局（The Department of External Resources, Ministry of National Policies and Economic Affairs）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：国家政策・経済問題省 対外援助局、行政・管理省、大学教

育・ハイウェー省、在スリランカ日本国大使館、JICA スリランカ事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は、最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前回(2014~2017年度派遣分)の対スリランカ無償資金協力「人材育成奨学計画」は、4期を通じて対象分野及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定の上、実施した。その結果、年度毎に計画策定していた従前の事業と比べ、開発課題に対して中長期的に整合した計画とすることができた。これを踏まえ、本事業に関しても同様に、4期一貫した計画とする。そのために協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、適切な人材を多く選出できるように各対象の選定を行う。

前回までは、当該年度に来日する留学生の募集専攻は前年度に実施していたものの、閣議とE/Nの締結自体は当該年度に実施していたため、閣議やE/N締結の時期により留学生の来日計画に影響するリスクを含んでいた。今回、同リスク解消のため、E/N締結後に留学生の募集選考から留学実施まで一貫して行う方式に変更する。

以 上